

# マイナンバーカード information

マイナポイント第2弾の対象となる  
マイナンバーカード申請期限

## 12月末までに延長!

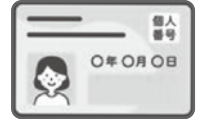
マイナポイント第2弾の対象となるマイナンバーカードの申請期限が「令和4年9月末」から「令和4年12月末」に延長されることになりました。  
なお、マイナポイントの申込期限は変更がなく、令和5年2月末となっています。



マイナポイント第2弾を申込むにはマイナンバーカードがお手元が必要。カードの申請はお早めに!!

マイナンバーカードのお受け取りもお早めに

## 市役所、総合分庁舎、七重浜・茂辺地両支所で 夜間窓口と休日窓口を開設します



夜間  
窓口

10月11日(火)、18日(火)、25日(火)  
11月1日(火)、8日(火)

午後5時から午後7時30分まで

休日  
窓口

10月23日(日)

午前8時30分から正午まで

夜間、休日とも同じ日に市役所、総合分庁舎、七重浜・茂辺地両支所で開設します。

- 予約先/電話の方は市役所市民課へ(午前8時30分から午後5時まで)  
また、インターネットでも予約できます。 <https://www.harp.lg.jp/anVRCDGM>
- 予約期日/夜間窓口10月11日(火)は10月5日(水)まで、18日(火)は13日(木)、25日(火)は20日(木)  
11月1日(火)は10月27日(木)、11月8日(火)は11月2日(水)まで。  
また、休日窓口10月23日(日)は19日(水)まで。
- ご注意/マイナンバーカードのお受け取りは、交付通知書(ハガキ)に記載の窓口にお越しください。



問 市役所市民課窓口係 [内線113~116]



使い忘れ  
ありませんか?

## ほくと地域応援券 (第4弾)

有効期限 令和4年10月31日(月)まで

新型コロナウイルス感染症および物価高騰の影響により落ち込んでいる地域経済の活性化を図ることを目的として、北斗市商工会が事業主体となり、北斗市内で利用できる商品券を7月下旬に発送しました。  
有効期限を過ぎた商品券は使用できませんので、使い残しのないようお早めにご利用ください。

お問い合わせ

■応援券の利用・利用可能店舗に関すること  
問 北斗市商工会 ☎73-2408

■配付対象世帯員に関すること

問 市役所水産商工労働課 [内線285~287]

問

市役所水産商工労働課商工労働係  
[内線285~287]

HP

<http://www.city.hokuto.hokkaido.jp/docs/5934.html>



●応募方法/事前にご相談のうえ、指定の申請書に記入し、お申し込みください。

●補助対象者  
次のすべてを満たす事業者

・市内に事業所を置く中小企業者等

・または中小企業者等で構成されたグループ(グループ申請の場合は、構成員の2分の1以上が市内に事業所を置いていること)

・概ね1年以上の事業実績がある者

・他の機関または制度等において、同種の補助金等を採択されていない者

・国税、都道府県民税または市町村税

ならびに北斗市に対する債務の支払等の滞納がない者

●補助対象者  
次のすべてを満たす事業者

・市内に事業所を置く中小企業者等

・または中小企業者等で構成されたグループ(グループ申請の場合は、構成員の2分の1以上が市内に事業所を置いていること)

・概ね1年以上の事業実績がある者

・他の機関または制度等において、同種の補助金等を採択されていない者

・国税、都道府県民税または市町村税

ならびに北斗市に対する債務の支払等の滞納がない者

●補助対象者  
次のすべてを満たす事業者

・市内に事業所を置く中小企業者等

・または中小企業者等で構成されたグループ(グループ申請の場合は、構成員の2分の1以上が市内に事業所を置いていること)

・概ね1年以上の事業実績がある者

・他の機関または制度等において、同種の補助金等を採択されていない者

・国税、都道府県民税または市町村税

ならびに北斗市に対する債務の支払等の滞納がない者

新商品の開発や  
展示会等への  
出展を応援します